

社会保険未加入対策推進地方協議会について(案)

(1)目的

○地域ごとに、その実情に応じ社会保険加入を地域の関係者を挙げてきめ細かく推進する観点から、全国団体により構成される「社会保険未加入対策推進協議会」(以下「全国協議会」という。)に準じ、地方ブロックにおいて「社会保険未加入対策推進地方協議会」(以下「地方協議会」という。)を開催する。

(2)位置付け・活動内容

○全国協議会の各地方版として位置付け。

○地域に漏れがないよう地方ブロック単位での設置を原則とするが、地域の実情に応じて、都道府県単位で設置することも可能とする。

(3)構成員

①構成員の考え方

地方協議会については、社会保険未加入対策を関係者が一体となって進めるために、情報共有を図るとともに、必要な協議を行う場であることから、可能な限り多くの参加者を得て推進の原動力としていくことを基本としつつ、地域の実情に応じたメンバー構成とすることが望ましい。

②構成員の基本的なイメージ

構成員の種類	想定される団体	出席者のレベル
建設業団体	日建連、全建、建専連、全中建、建産連、 建専連会員団体 全建総連 等全国協議会 に参加する団体の支部	地方支部の役付理事ク ラス
関係団体	発注者団体、行政書士会、社労士会 等 (必要に応じて参加を求めることも可)	上に同じ
(学識経験者)	(必要に応じて参加を求めることも可)	
厚生労働部局	(雇用保険)都道府県労働局 (健康保険)地方厚生局 (年金保険)地方厚生局 日本年金機構(ブロック本部)	部長クラス 本部長クラス
建設業担当部局	地方整備局 都道府県	部長クラス 部長クラス

③構成員選定に当たっての考え方

ア 建設業団体

全国協議会に参加する建設業者団体(届出団体)のうち、地方組織が存在する団体について参加を要請する。

各地方ブロックにおいて、建設業者団体支部が一に限り存在する場合は、当該支部に参加を要請し、都道府県単位で支部が存在するなど、該当する支部が複数存在する場合は、可能な限り代表団体を一つに絞った上で、参加を要請することを原則とする。

イ 関係団体

理解のある発注者団体や、行政書士会、社労士会等について、各ブロックの判断において参加を求めることも可能である。

ウ 学識経験者

建設労働者の社会保険未加入問題等に造詣のある有識者について、各ブロックの判断において参加を求めることも可能である。

エ 厚生労働部局

- ・雇用保険 都道府県労働局
- ・健康保険 地方厚生局
- ・年金保険 地方厚生局(日本年金機構(ブロック本部))については、地方厚生局から声掛け)

(4)活動計画

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(24年度)			第1回									
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(25年度)			第2回									

開催日時については各ブロック単位で設定する。

(5)規約

地方協議会ごとに規約を作成・決定する。規約については、設置の目的、協議会の事務、事務局、雑則等を内容とする。

(6)役員

- ①地方協議会においては、必要に応じ会長を置く。ただし、都道府県単位で地方協議会を設置する場合など、地域の実情に応じ建政部長以外の者を会長とすることも妨げない。
- ②会長は、地方協議会を代表し、運営を統括する。
- ③地域の実情に応じ必要があれば副会長を選出する。
- ④会長(及び副会長)の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(7)事務局

地方整備局建政部建設業担当課

(8)第1回地方協議会の概要

- ・第1回全国協議会の内容の紹介を基本とする。

(例)

- ・社会保険未加入問題対策の全体像、地方協議会設置の趣旨説明
- ・地方協議会規約の決定
- ・全国協議会の内容紹介

(社会保険加入促進計画の作成、法定福利費に係る標準見積書の作成、行政取り組み計画案、全国協議会における申し合わせ、周知・啓発資料の紹介、日建連社会保険加入促進計画の紹介 等)

(9)ワーキンググループの設置

地方協議会の円滑な運営に資するため、地方協議会における中心的な構成員をメンバーとしたワーキンググループを設置することも可能とする。なお、ワーキンググループを設置する場合には、地方協議会の規約にもその旨を記載すること。